

2019年7月



葵総合経営センターだより

特 集

個人版事業承継税制

～後継者の承継時の税負担が実質ゼロに～

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



医療法人明雅会 鈴木歯科医院様 5月の庭

目次

- | | | | |
|---|---------------|----|----------------|
| 2 | ルール改正と働き方改革 | 7 | 相続法改正（特別寄与料） |
| 3 | 新規開業の制限ではない！ | 8 | （随想） |
| | 外来医療提供体制の可視化案 | | 『覇権争い』はナンセンス！ |
| 4 | 個人版事業承継税制 | 9 | 康友会入会のご案内・税務労務 |
| 6 | 医療法人の種類 | 10 | 第50回 康友会総会 |
| | | 12 | ご案内 |

ルール改正と働き方改革

センター代表 杉浦 康晴

先日の康友会総会、講演会、懇親会にはお忙しい中、多くの皆様のご参加を賜り、誠にありがとうございました。当センターでは、今後も皆様方にとって有意義な企画を開催してまいります。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

今回の講演会のテーマでもありました「健康経営」は働き方改革とセットで考えなければ意味がないとも言われております。生産性を向上するにも従業員の健康なくしてはどんなに改革を進めようとその意味をなしません。従業員ひとりひとりが心身の健康について考え、自己管理をしていくことが必要です。昨今、AIやICTなど技術革新により業務の進め方が激変しています。環境の変化とともにどう対応していくかは企業と個人、双方の課題となっていきます。

小生の趣味のひとつであるゴルフのルールが今年から大幅に変わりました。改正したルール内容の細かいことはルールブック等で確認いただけますが、少しだけ、働き方改革と今回のルール改正について例を挙げて話をしたいと思います。ゴルフはルールとマナーのスポーツです。他のスポーツにも言えることですが、力や技術だけでなくメンタル面の影響がかなり出るスポーツです。メンタルが弱かったり、また安定していないと良い結果を出すことはできません。今回のルール改正が行われた背景にはプレイ・ファースト（PLAY FAST）の推進ということが

あります。それにより今まで反則だった行為がOKになるなど、長年ゴルフをやっている身にとっては衝撃的とも言えるようなルール改正です。例えば、ピン（旗竿）をさしたままパットOKや球の搜索時間が5分から3分で紛失球になる等、多くのルール改正がありました。ゴルフは世界共通のルールとなっていますが、実はこのルール改正が日本の働き方改革に大きく貢献しています。労働者の高齢化、人手不足はゴルフ場にとっても言えることで特にキャディーさんの人手不足についてはゴルフ場にとって大変な問題です。競技ではキャディーさんの能力は経験がものをいいますし、知識も重大である一方、その労働環境は大変厳しいものがあります。走って山の中にボールを探しにいたり、重い荷物を運ぶなど体力的にハードです。プレイ・ファーストの推進は、結果的にゴルフ場で働く人たちの働き方改革にも大きく寄与しました。

仕事の仕組みを変えること、またAIやICTに振り回されることなく業務効率化をより改善するために工夫をすることで「WORK FAST」につながっていきます。早く仕上げるためにどうするかを考えて業務を進めていくことが大切だと思います。法律は変えられなくても既存のルールや常識を見直していく勇氣も必要となるのではないのでしょうか。

新規開業の制限ではない！外来医療提供体制の可視化策

株式会社 葵経営コンサルティング 中島 和人

昨年7月、医療法及び医師法を改正する法律が公布され今年4月に施行されました。そのなかに、外来医療提供体制を可視化し、不足・偏在への対応を協議する場の設置という施策が盛り込まれ、業界では「開業規制の導入か」と注目を集めました。事実、過去におこなわれた法制化を議論する分科会の中では、医師の開業地選定の自由が認められていることが医師配置の不均衡を生みだしているとして、「自由開業について一定の制限を検討すべき」との指摘も出ています。しかし自由開業の制限は、憲法で定める「営業の自由」に抵触する恐れがあり、今回の改正では、**（１）行政が、地域の外来医師数や住民人口などのデータを整理し、（２）それを公表し開業を希望する医師に考える機会を提供し、さらに（３）過剰地域では、場を設定しその地域の医療関係者と共に協議する。**という内容となっています。

具体的に（１）及び（２）は、外来医療機能の偏在・不足などを客観的に示す指標（外来医師の偏在指標）を設定し、都道府県が、この指標や診療所や病院の所在をマッピングした地図などを、ホームページなどさまざまなメディアへ掲載することにより情報提供をおこない、新規に開業を考える医師などに、開業候補地がどのような地域なのか判断するデータを与え、外来医療過剰地域であるなら開業を考え直させようというものです。

そして（３）は、この偏在指標にもとづく

医師過剰地域でそれでも新規に開業しようとする医師に対し、在宅医療、夜間・休日の初期救急医療、公衆衛生（産業医、学校医、予防接種）など、地域で不足する機能を果たすことを求め、それを拒む場合「外来医療のあり方を協議する場」で、地域医療の関係者とともにこの果たす役割について協議し、その結果を公表するという内容です。

国は、このような仕組みの構築は、結果として医師の充足している都市部で開業するよりも、不足地域の医療機関で自身のスキルを活かそうと考える医師を増加させることで医師偏在の是正を期待するものであり、決して「新規開業を制限・抑制する」ものではないとしています。

ただしこの施策が都市部への医師偏在の解消につながるかについては疑問視する声もあり、診療報酬上の制約を設けるべきであるという意見や、二次診療圏単位では広すぎて、外来医師過剰をイメージしにくい。よって市町村ごとの診療所1件当たりの平均患者数といった、より具体的な指標を提示すべきとの意見も議論の中ではあがっているようです。

今後、2019年度中に都道府県が外来医療計画を策定し、2020年度中には開業の届出書の中に上記内容の記載が始まるというスケジュールが組まれており、実施は目前に迫っています。

参考資料：日経ヘルスケア5月号「何が変わる？改正医療法・医師法」

メディウオッチ<https://www.medwatch.jp/?p=24132>

個人版事業承継税制

～後継者の承継時の税負担が実質ゼロに～

葵総合税理士法人 税務会計部 横尾 泰幸

平成31年度の税制改正で、10年間の時限措置として個人事業者向けの事業承継税制が創設されました。この制度は、平成30年度の税制改正において抜本的に拡充された、法人向け「特例事業承継税制」に準じた内容となっているため、「個人版事業承継税制」と言われています。

個人事業者が事業承継をするには、後継者へ事業用資産を相続もしくは贈与により承継する必要があります。しかし、その際に多額の相続税や贈与税が発生する恐れがあります。

個人版事業承継税制は、事業者の高齢化が進む中、税金面の負担を緩和し、個人事業者の事業承継を促進させるために創設された制度です。

尚、法人向けの特例事業承継税制は、現在のところ、相続発生時の適用に比べ、贈与における適用が多いことを踏まえ、ここでは個人版事業承継税制の贈与時の制度について説明していきます。

① 制度の内容

個人事業者の後継者が、平成31（2019）年1月1日から令和10（2028）年12月31日までの間に、相続や贈与により事業用資産を取得して事業を継続していく場合には、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の「認定」を受け、担保を提供することを条件に、特定事業用資産（※）に係る相続税または贈与税の納税額の全額が猶予される制度です。

尚、事業内容が不動産賃貸業などの資産管理事業や、性風俗関連特殊営業などの場合は、この制度は適用されません。

（※）③で詳しく説明します。

② 制度適用のための要件

1. 個人事業承継計画の提出

後継者が、令和6（2024）年3月31日までに、税理士などの認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された「個人事業承継計画」を、都道府県に提出し確認を受ける必要があります。

「個人事業承継計画」には、先代事業者の事業を確実に承継するための具体的な計画等を記載します。

尚、弊社は経営革新等支援機関の認定を受けていますので、是非ご相談下さい。

2. 後継者（受贈者）の要件

- ・贈与の日において20歳以上（※）であること
（※）令和4（2022）年4月1日以後の贈与については、18歳以上
- ・経営承継円滑化法の認定を受けていること
- ・贈与の日まで引き続き3年以上、特定事業用資産に係る事業に従事していたこと
- ・贈与税の申告期限において開業届出書を提出し、青色申告の承認を受けていること
- ・特定事業用資産に係る事業が、資産管理事業、性風俗関連特殊営業に該当しないこと

3. 先代経営者（贈与者）の要件

- ・廃業届出書を提出していること、又は贈与税の申告期限までに提出する見込みであること
- ・贈与の日の属する年、その前年及びその前々年の確定申告書を青色申告書により提出していること

③ 対象となる資産（特定事業用資産）

先代経営者の事業の用に供されていた次の資産で、贈与の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されていたもの

- 1) 宅地等：400㎡まで（※）
- 2) 建物：床面積800㎡まで
- 3) 2) 以外の減価償却資産で次のもの
 - ・固定資産税の課税対象とされているもの
 - ・自動車税、軽自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの
 - ・その他一定のもの（貨物運送用など一定の自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産）

（※）相続においては、小規模宅地等の特例（特定事業用宅地等）との選択適用です

④ 猶予税額が免除もしくは減免される場合

- ・先代経営者の死亡（贈与税が免除され、相続税の課税対象となる）
- ・後継者の死亡
- ・申告期限から5年後に次の後継者へ一定の贈与をした場合
- ・破産手続開始の決定などがあった場合
- ・事業継続が困難な一定の事由（※）が生じた場合に、特例受贈事業用資産（※）の全ての譲渡、または事業を廃止した場合

（※）ア) 直前3年中、2年以上その事業に係る事業所得の金額が0未満の場合

イ) 直前3年中、2年以上その事業に係る総収入金額が前年を下回る場合

ロ) 後継者が心身の故障等によりその事業に従事できなくなった場合。

（※）特例受贈事業用資産とは、この制度の適用を受ける特定事業用資産のこと。

⑤ 猶予税額を納付する必要がある場合

- ・青色申告の承認取消し、取りやめた場合
- ・総収入金額がゼロになった場合
- ・特例受贈事業用資産が青色申告書の貸借対照表に全て計上されなくなった場合
- ・特例受贈事業用資産を譲渡、もしくは事業供用しなくなった場合
- ・資産管理事業又は性風俗関連特殊営業に該当した場合
- ・3年ごとの「継続届出書」の提出をしなかった場合 等

以上が個人版事業承継税制の内容です。

事業承継は当然のことながら、事業規模、資産状況、後継者の有無、などにより取組み方が変わってきます。計画的に進めることで、後継者の方への金銭面及び精神面での負担を最小限に抑えることができると考えます。事業承継について、ご不明な点、お困りのことがあれば、小職もしくは税理士法人担当者へご相談下さい。

参考資料

国税庁：「個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除のあらまし」

中小企業庁：「経営承継円滑化法【個人の事業用資産についての相続税、贈与税の納税猶予制度】概要」

医療法人の種類

杉浦行政書士事務所 加藤 紀男

医療法人の種類は、大まかには以下のように分けられます。

(1) 財団医療法人

財団は、財産が法人格の基盤となっていることから、個人又は法人が財産を医療法人に寄附することにより設立します。財産提供者は持分を有することはありません。

(2) 社団医療法人

① 経過措置型医療法人

平成19年4月の医療法改正により、持分の定めのある医療法人の新たな設立はできなくなりました。その際に、既に設立されている持分のある医療法人にまで持分をなくすことが許されるのかどうかという点について議論がなされ、財産権の侵害にも当たることから、既得権を認め、当分の間、持分の定めのある医療法人を認めることとされました。

経過措置型医療法人は、持分の定めのない医療法人に移行することはできますが、一度移行した後は、再び経過措置型医療法人に戻ることはできません。

② 出資額限度法人

持分の定めのある医療法人です。持分の定めのない医療法人に移行することはできませんが、持分の定めのない医療法人から出資額限度法人への移行はできません。経過措置型医療法人との違いは、社員の退社払戻金額及び残余財産分配金額が、定款の定めに従って出資額を限度とすることとされている点です。

③ 平成19年4月1日以降に設立された医療法人

平成19年4月1日以降に設立された医療法人は、すべて持分の定めがありません。

医療法人の非営利性の徹底のため、出資制度が廃止され、新たに、社団医療法人の活動の原資となる資金の調達手段として、基金制度を活用することとされました。

出資と異なり、社員は必ずしも基金の拠出を要しません。また、基金の拠出者である社員が退社しても、基金の拠出者としての地位に影響はありません。

基金の返還は、基金拠出時の価額相当を限度とし、剰余金が発生していなければ返還できませんし、その返還額には、利息を付することができません。

基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として、貸借対照表の純資産の部に計上しなければならず、その代替基金は、取り崩すことができないことになっています。

(参考資料：「医療法人の法務と税務」朝長英樹監修他、「医療法人設立事務説明会資料」)